

建築確認申請業務の現状と要望

2007年8月31日

(社) 日本建築構造技術者協会

6月20日の改正基準法施行以降、申請にかかわる困惑が当協会会員の間で広がっている。当会として調査を行った結果、以下の状況が判明しているため改善のための措置を講ずるよう要望する。

- 1) 審査側、設計側の改正情報理解不足などに起因する審査の停滞が発生している。特に審査側では、明記されていないことについて、従来は判断していたことであっても改正法施行以後は判断を拒否する姿勢がある。
- 2) 上記の理由と関連して、事前相談の段階で、別紙のような過度な要求が審査側から出され、設計側に混乱が生じている。
- 3) 指導課長から行政庁主務部長宛に運用の円滑化が通知されたと聞いている。これは JSCA が以前より主張していたことでもあるが、その通知が具体性を欠くため審査機関は柔軟な対応が出来ていない。より具体的な指示が必要だと思われる。
- 4) 現状の混乱は改正が建築生産の実情とマッチしないことにもひとつの原因がある。施工段階の調整等でこれまで問題なく行われてきたことを、すべて確認申請図に表現することは無用な手間を必要としているので、見直すべきだと考える。たとえば大臣認定書は、性能評価物件に対して確認申請時に必要なのは理解できるが、着工後施工者によって決められる鉄骨工場、同一性能でもメーカーごとに認定されている特殊鋼材、同一耐火性能の間仕切りなどは、設計図書にその旨明示されていれば当該部分の施工が行われる前に届け出れば可とする従前の取扱いが強く望まれる。これにより、書類不足による手続遅延等の改善が期待できる。
- 5) 審査機関が適合性判定に対し神経過敏になっている傾向が見受けられる。また、適合性判定の段階で今後審査機関と同様に審査の停滞が発生する可能性がある。審査機関経路によって適合性判定機関での事前相談制度を検討すべきと考える。
- 6) 告示、技術的助言の内容に不十分なものが散見される。これも混乱に拍車をかけているので、運用上不都合な点が明らかになったものに関して、政令、告示、技術的助言を問わない早急な見直しが必要である。
- 7) たとえば基準解説書で告示に定めのないことがら、あるいは告示と異なることを「望ましい」という表現記述されているものがあるが、審査機関によっては、これらを必ず守ることを要求するところがある。「望ましい」事項についての扱いを周知すべきである。個別の項目ごとに Q&A で対応することも必要であるが、基本の考え方を速やかに示すべきである。
- 8) 着工後の計画変更の扱いについて社会への周知が十分でない。生産施設、商業施

設などでは社会の要求するスピードと手続きを完全に整合させることは不可能で、数ヵ月後には大きな問題となりうる。構造の軽微な変更、もしくは適合性判定不要の計画変更制度を早急に整備する必要がある。

- 9) 高層など性能評価物件に対する軽微な変更の具体的扱いがまったく明快でない。軽微な変更の要件、時間がどのくらいかかるのか、資料はどの程度必要か、などまったく見えない。また、6月20日以前に着工していて、まもなく竣工のものにも新基準が適用されることについては、社会への説明が必要だと思われる。
- 10) 性能評価物件の軽微な変更は、審査側がある程度信用でき、かつ、法的にも指導課長が判断する建前なので成り立っていると思われるが、一般物件も適判+判定委員会の活用などで、軽微変更ルートを定め、生産施設発注者などの不安・不満をぬぐう努力を行うべきである。工場の海外逃避など、国の競争力を損なうことに繋がる可能性が高いので、早急に検討すべきだと考える。
- 11) 1981年以降に竣工した建物でも既存不適格となるが、その取扱いについての周知が必要である。Q&Aによると、新耐震以降でも新技術基準に適合しないものは既存不適格になるが、すでに耐震診断を行ったものの扱いなど、進め方によっては大きな社会不安をもたらしかねない。
- 12) 構造計算プログラムの大臣認定の大幅遅延が、確認申請の停滞に繋がっている事実は、否定しがたい。現状での審査開始時期、市場に登場する時期等について、現状の見通しを示すべきである。また、バグ発生時の対応、手続きが、未解決とも聞かすが、どのような方針か。従来の取扱いから逸脱した、厳格な対処を目指すとして、認定プログラムの更なる遅延を招きかねないことが懸念される。

今回の審査の停滞は、「まじめな人はこれまでどおりに」という改正の趣旨がまったく守られず、一生懸命やっている人にも必要以上の負荷をかけていることに遠因がある。クライアントからのプレッシャーに加え、審査における必要以上の軋轢など、構造設計者は完全に疲弊し、健全な業務が行ないにくい状況にあり、判定機関や他業種等への逃避が始まっている。これではまさに本末転倒であり、構造設計者の健全な育成なくしては、安心・安全の国家を守ることはできない。今回の改正は姉歯のような犯罪者を排除するためのものであり、一般の構造設計者を苦しめるために行われたものではないはずである。今回の要望はこれまでの各種委員会等で JSCA が主張してきたものであるが、残念ながら改正に反映されていないものが多い。基準法改正の趣旨に則り、大所からの見直しを望むものである。